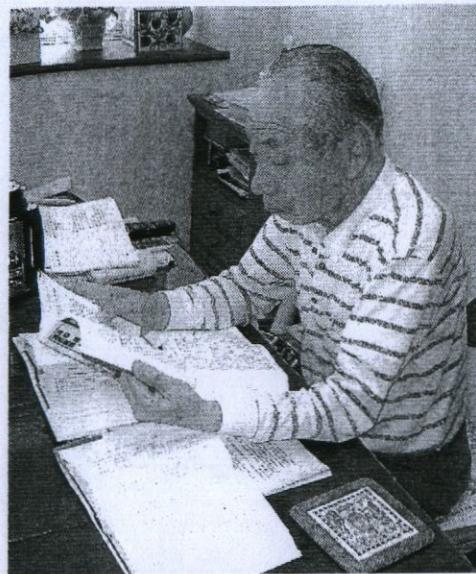


# 懸念残し「登録型」発進



労働者派遣法の資料に目を通して制定当時を振り返る高梨昌さん=神奈川県内の自宅

**労働者派遣法の規制緩和の動き**

- 85年 男女雇用機会均等法、労働者派遣法制定
- 86年 13業務を対象に派遣施行
- 96年 派遣の対象を26業務に広げる
- 99年 対象業務を「原則自由化」
- 00年 正社員への道がある紹介予定派遣開始
- 04年 上限1年で製造業派遣解禁、制限期間を過ぎたとき派遣先企業に直接雇用の申し込み義務
- 07年 製造業派遣の制限期間を1年から3年に拡大

派遣業が日本に入ってきたのは70年前後。外資系企業の進出でタイピストやテレックスペラーターの需要急増が背景にあった。73年に「テンスタッフ」を設立した篠原欣子社長(74)は、「秘書として働いたオーストラリアで派遣を知り、会社にも働き手も便利な仕組みと感心して帰国後始めた」と振り返る。

新しい事業にルールを設けようとした85年、「労働者派遣法」が制定された。主導した

派遺業が日本に入ってきたのは70年前後。外資系企業の進出でタイピストやテレックスペラーターの需要急増が背景にあった。73年に「テンスタッフ」を設立した篠原欣子社長(74)は、「秘書として働いたオーストラリアで派遣を知り、会社にも働き手も便利な仕組みと感心して帰国後始めた」と振り返る。

新しい事業にルールを設けようとした85年、「労働者派遣法」が制定された。主導した

日、労働者派遣法改正へ向け開かれた集会で、参加した製造業の非正規労働者労組のメンバーは訴えた。  
いまや雇用劣化の象徴になった派遺労働。「労働者派遣法の生みの親」といわれる高梨昌・信州大名誉教授(81)は、つぶやく。「出発点はヤミで広がった働き方を法の枠にはめて認めるものだった。後の原則自由化が問題だった」

派遺業が日本に入ったのは70年前後。外資系企業の進出でタイピストやテレックスペラーターの需要急増が背景にあった。73年に「テンスタッフ」を設立した篠原欣子社長(74)は、「秘書として働いたオーストラリアで派遣を知り、会社にも働き手も便利な仕組みと感心して帰国後始めた」と振り返る。

新しい事業にルールを設けようとした85年、「労働者派遣法」が制定された。主導した

## 派遣の行方①



のが、当時信州大教授で後に中央職業安定審議会会長になる高梨さんだった。

派遣労働には、派遣会社が働き手を雇い仕事がないときも賃金を保障する「常用型」と、登録して仕事が来たときだけ働いて賃金を受け取る「登録型」がある。仕事が切れたら収入も途絶える「登録型」の導入には当初、旧労働省も反対だった。

だが、高梨さんは強く推した。85年に男女雇用機会均等法が制定された。「女性も男性並みに働くことになると、家事育児のある女性はついていけない。女性が働きたいときに働き、パートより高賃金で質の高い働き方の受け皿として登録型が必要だった」

男性正社員の仕事が派遣労働にとって代わられるという懸念には「女性を中心とした一部専門職に限れば正社員の雇用を浸食しない」と説得。秘書など、女性の派遣が進出した分野を中心に、13業務に限って「登録型」を認められた。派遣法がスタートした。

だが、「派遣労働ネットワーク」理事長の中野麻美弁護士(57)は、当時の派遣法制定問題に取り組み、強い疑問を抱いた。「女性が自立できるよう正社員の働き方を変えるのでなく、現状追認の登録型といふ超不安定雇用の枠をつくってしまった。それが後のワ

ILO事務局長補だつた堀内光子さんは、「条約の精神は、派遣などの新分野に法の枠をつくり、例外なく法の下におさめることで働き手の保護を図るもの」と説明する。連合事務局長だつた笹森清さん(68)は、「国際競争の激化で経営側が非正規雇用の大幅緩和路線に転換、審議会で労使が合意できない場面が続出した。政府は労働保護を求める18-1号を『原則自由化』と読み込むことで外の力を借りて押し切った」。

「原則自由化」は04年、製造業派遣の解禁に発展し、日雇い派遣の横行にも道を開く。関根秀一郎・派遣ユニオン書記長は言う。「労悪な雇用を法律で追認していく。これが派遣法の歴史だ」

(編集委員・竹信三恵子)

労働者に適用し、例外は労組との協議で決める」との条項を日本政府は「派遣の原則自由化を求めた」と解釈した。

派遣法改正案が4日、国会に提出された。派遣労働の課題を7回にわたり検証する。

シンクプアにつながった